「管理指針」

(1) 施設の管理について

簡易専用水道の管理は次のとおりとする。

事項	回数	摘 要
水槽(受水槽、高架水槽)等	年1回以上定期的に行う。	1 専門的な知識、技能を有する者に行わせる
の掃除		こと。
水槽(受水槽、高架水槽)の	1 定期点検	1 管理点検項目
点検	月1回を標準とする。	(1) 周辺は清潔か
	2 臨時点検	(2) 水槽に亀裂等がないか
	地震、大雨等水質に影響を	(3) 汚水等に汚染されていないか
	与える恐れのある事態の発	(4) 水槽内に異物の混入はないか
	生時	(5) マンホールの施錠等は完全か
		(6) オーバーフロー管の防虫網は完全か
		(7) 通気管の防虫網は完全か
		2 欠陥を発見したときは、速やかに改善する
		こと。
給水槽における水質検査	1 定期検査	1 検査項目
	毎日1回を標準とする。	(1) 色
	2 臨時検査	(2) 濁り
	地震、大雨等水質に影響を	(3) 臭気
	与える恐れのある事態の発	(4) 味
	生時	(5) 残留塩素(毎週1回)
		2 検査方法
		無色透明のガラス製のコップに給水栓から
		の水を取り、肉眼等で上記項目について検査
		を行う。異常を認めた時は、必要な項目につ
		いて専門の検査機関に依頼する。
給水する水が人の健康を損		直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知ら
なうおそれがあると知った		せかつ、保健所へ通報する。
場合		
書類の整備保存		上記項目について帳簿等を備え記録し、保存
		すること。

(2) 書類の整備保存

簡易専用水道の設置者は、次の書類を整理保存しておかなければならない。

事 項	保存期間	備考
1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明	永久	
らかにした図面		
2 受水槽の問題の構造物の配置を明らかに	永久	
した図面		
3 水槽の掃除の記録	3年間	○水槽の掃除の記録は、掃除を行ったものからの報告
(1) 掃除した年月日		書を保存する。
(2) 掃除した貯水槽の名称		○1年以内に1回掃除を実施する。
受水槽か高架水槽か。又は、数が多い		
場合は何番目の貯水槽か等		
(3) 実施会社名(担当者名)		
(4) 消毒薬剤名 (種類・分量)		
(5) 作業内容		
(6) 点検及び補修状況		
4 水槽点検の記録	3年間	○設置者が月1回行った点検の記録
5 水質検査の記録	3年間	○ (1) については、設置者が毎日行った検査の記録
(1) 色、濁り、臭気、味の検査		○ (2) については、検査機関における検査成績書
(2) 水に異常を認めた時、行った水質検査		○ (3) については、週一回行う。
(3) 残留塩素の検査		
6 その他必要と思われる記録		○学校等の場合は、残留塩素の測定記録等

注)建築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により備え付けを義務付けられている 帳簿書類に該当するものがあれば、それを利用すること。